

令和5年10月から制度開始

市内中小企業等への消費税インボイス制度の「普及・啓発」の実施と「相談窓口」を設置します！



令和5年10月1日から、消費税インボイス制度※が開始されます。

インボイス制度とは、事業者が消費税の仕入税額控除をするための方式のことです。各事業者がその制度を理解し、対応を検討する必要があります。

そのため、市内中小企業等を対象に、インボイス制度の普及・啓発を実施いたします。併せて、公益財団法人 川崎市産業振興財団 川崎市中小企業サポートセンターと川崎商工会議所において、「相談窓口」を設置し、事業者からの相談の受付等を実施いたします。

※適格請求書等保存方式

1 普及・啓発の実施

(1) 中小企業や関係団体等の訪問時に、広報紙や説明会の案内を通じて、制度の周知を実施します。

2 相談窓口の設置等

(1) 川崎市産業振興財団 川崎市中小企業サポートセンター

●特別相談窓口（要予約）

電話：044-548-4141 FAX：044-548-4151

受付時間：午前9時から12時まで

午後1時から5時まで

所在地：幸区堀川町66-20 川崎市産業振興会館7階



●税理士等の専門家派遣（ワンデイ・コンサルティング）

派遣申込：申込書をFAX（044-548-4151）または、メール（oneday@kawasaki-net.ne.jp）

申込書は、川崎市産業振興財団ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.kawasaki-net.ne.jp/consulting.html> のワンデイ・コンサルティング申込書から

(2) 商工会議所

●経営相談（窓口・巡回）

経営に関する悩みや御相談にお応えします。

電話：044-211-4114（本部・川崎幸支所：川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル3階）

電話：044-433-7755（中原支所：中原区新丸子東2-926 ユタカビル3階）

電話：044-811-2804（高津宮前支所：高津区溝口1-6-1 クレール溝口3階）

電話：044-932-1100（多摩麻生支所：多摩区登戸2102-1 第2井上ビル2階）

受付時間：午前9時から12時まで、午後1時から5時15分まで

3 窓口開設日

令和4年9月1日(木)

【問合せ先】

川崎市経済労働局産業政策部企画課 浜口

電話：044-200-2360、FAX：044-200-3920

メール：28kikaku@city.kawasaki.jp